

別紙1-1

論文審査の結果の要旨および担当者

報告番号	※ 乙 第 号
------	---------

氏 名 鶴見 泰寿

論 文 題 目

律令国家の形成と飛鳥宮の研究

論文審査担当者

主査	名古屋大学大学院人文学研究科	教授	古尾谷知浩
委員	名古屋大学大学院人文学研究科	教授	池内敏
委員	名古屋大学大学院人文学研究科	教授	斎藤夏来
委員	名古屋大学大学院人文学研究科	准教授	河西秀哉
委員	名古屋大学大学院人文学研究科	教授	梶原義実

論文審査の結果の要旨

別紙 1 - 2

【本論文の概要】

本論文は、文献史料と考古資料の双方から飛鳥宮の構造とその変遷を明らかにし、律令国家の形成・展開過程の中に位置づけたものである。

上記の課題を示した序章「本論文の目的と方法」に続き、第一章「飛鳥宮の調査と研究」第一節「飛鳥宮の研究史と発掘調査」では、近世国学以来の文献史学・考古学による調査研究史を整理し、課題を抽出する。同第二節「『日本書紀』からみた飛鳥浄御原宮」では『日本書紀』をはじめとする文献史料から、各宮の施設・構造・機能を整理し、天武朝の諸政策の中で宮都造営事業を位置づける。

第二章「飛鳥宮の空間構造」第一節「飛鳥宮の大型建物（付論・近江大津宮の復元案をめぐって）」は、発掘調査で検出された、いくつもの大型掘立柱建物について、廂や階段の数・位置、出入の動線などの指標により、居住型・出御型・参集型の三種に類型化し、天皇出御の建物は本来的に南に階段はなく、北から出入りするという重要な指摘を行う。同第二節「天武紀にみえる「新宮」と「旧宮）」は、用語の変遷から天武朝の宮都造営構想を復元する。同第三節「飛鳥浄御原宮の「朝堂）」では、前節までの成果により、従来の研究では大極殿と考えられていた東南郭正殿について、太政官が朝政を行う朝堂であるとの新たな見解を示した。同第四節「飛鳥宮の殿舎名比定（付論・天武・持統朝の政務と儀式）」では、これまでの各節の議論に基づき、『日本書紀』にみえる殿舎名と発掘調査で検出された遺構との対応関係を検討する。

第三章「飛鳥宮と木簡」第一節「七世紀の宮都木簡」では、飛鳥宮出土木簡をはじめとする七世紀の木簡を取り上げ、文書木簡、記録木簡、貢進物付札、その他のそれぞれについて、特徴を整理する。同第二節「飛鳥宮跡から出土した木簡」では、飛鳥宮跡および飛鳥京苑池遺構出土木簡の調査成果と課題を整理する。同第三節「木簡からみた飛鳥宮の官衙配置」では上記の成果を踏まえ、木簡の出土状況から各官司の所在地を推定する。

第四章「律令国家の形成と飛鳥宮」第一節「大化改新と飛鳥宮・難波宮」は、飛鳥宮・難波宮の造営意義やその構造と変遷を、いわゆる大化改新から律令制の導入・展開に至る歴史過程、特に太政官の成立・展開という問題の中に位置づける。同第二節「飛鳥宮の空間構成とその系譜」では、主として第二章の成果を踏まえ、平安宮に至るまでの宮都構造の連続性を指摘する。

終章「大極殿・朝堂院と内裏正殿の系譜」では、本論全体を踏まえ、宮都中枢部の変遷を総括する。

論文審査の結果の要旨

【本論文の評価】

本論文の特徴は、文献史学と考古学の知見を、それぞれ相互依存させることなく適切な史料批判の上で分析し、宮殿の機能と建物構造の対応を厳密に検討していること、木簡など出土文字史料を駆使して、飛鳥宮中枢部以外も含めて空間構成を復元していることである。その成果は、自身によるものを含む長年の発掘調査の蓄積に裏付けられたもので、本論文の各所でなされている個々の指摘自体が研究史上重要な価値を持つ。しかしながら、最大の眼目は、廂の付き方および階段の付き方、すなわち、出入りの動線の位置から、飛鳥宮の大型掘立柱建物を類型化し、居住型である北区画南正殿を『日本書紀』にみえる「大安殿」、同北正殿を「内安殿」に、出御型である南区画正殿を「前殿」に、参集型の東南郭正殿を「朝堂」に当てたことである。これは従来の研究に対し大きな修正を迫るもので、特に東南郭正殿が階段の付き方から天皇出御の建物ではないとし、従って大極殿相当の建物ではないとしたこと、一方、天皇出御のための建物は「前殿」であったとしたことは、説得力を持つ。また、平城宮・平安宮十二朝堂において太政官の大臣以下の座が設けられる東第一堂との対比から、飛鳥宮東南郭正殿を太政官の議政官の朝堂に当て、太政官の確立過程に関わって造営されたと評価したことも、十分成立し得る仮説であると判断できる。

一方で、この仮説に従うと、内裏内の「庁」と、東南郭正殿の太政官の朝堂の「庁」との関係がいかなるものであったかという問題、（木簡から太政官の下部機構である六官等の曹司の「庁」については議論されているが）太政官の朝堂の「庁」と六官の朝堂の「庁」との関係がいかなるものであったかという問題、太政官と六官をつなぐ弁官の機能と執務空間がいかなるものであったかという問題など、解決しなければならない課題がある。しかしながら、これらは研究史を新たな水準に引き上げたことによって発生した、次の段階の課題というべきものであり、かかる課題が生まれること自体、本論文の功績であろう。

このほか、日本と中国との比較や外交と宮都整備の関係の問題、宮都の外周区画施設の問題、殿舎配置の左右対称性の問題、文書行政の変遷と木簡の位置づけの問題など、議論を深めるべき点は残されている。しかし、これらも本論文の成果に基づいて、これまでの研究を再検討する作業の中で果たされるべき課題であって、本論文の瑕疵にはあたらない。

以上のことから、審査委員は一致して、本論文が博士論文に求められる水準に達していると評価し、合格と判定した。